

石川県介護施設 ICT・IoT 導入促進事業費補助金 Q & A

共通

No	質問	回答
1	対象事業所は「介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）」とあるが、総合事業（通所型サービスB等）の事業所も対象として良いのか。	介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス（以下単に「総合事業」という。）を行う事業所は、「介護事業所」に含まれず、本事業の対象外となる。 なお、指定訪問介護又は指定通所介護等と総合事業を一体的に実施している場合であって、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において使用することにより業務効率化が図られる場合には、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において利用することは可能である。
2	同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人保健施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれ独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。	指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所と計算されたい。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えないが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2つの事業所を対象に補助をした目的に反するような運用にならないようご留意いただきたい。
3	市直営の地域包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用する機器を本事業の対象としてもよいのか。	市町直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等については対象となる。ただし、地域包括支援センターの整備費・運営費には充てることは想定していないため、介護予防支援事業所ではなく地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできないため、留意されたい。
4	機器導入に係る配送料は補助対象経費となるか	導入費用の一部と考え、補助対象とする。
5	補助対象経費は税込みか。	税込みで記載いただきたい。
6	いつまでに機器を導入しなければならないか。	申請年度中（令和5年度においては令和6年3月31日まで）に納品する必要がある。年度を越えたものは補助対象とならない。
7	実績報告書の提出はいつまでに行う必要があるのか。	事業完了後1か月以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに提出する必要がある。
8	交付決定よりも前に導入した機器について申請をすることは可能か。	できない。交付決定後に発注及び契約したものが補助対象となる。

ICT（介護記録機器）関連

No	質問	回答
1	補助対象となる介護ソフトの要件は。	<p>ケアプラン標準仕様の実装は、転記不要（一気通貫）のために有効であり、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等の対象サービスの事業書が本事業により介護ソフトを導入するにあたって必須の項目として規定している。</p> <p>ケアプラン標準仕様の対象サービス事業所については、実施要綱別紙1介護記録機器I（1）①及び②を満たす介護ソフトであることを必須としており、実施要綱別紙1介護記録機器I（1）②で示すCSVファイルの出力・取込機能について一部のみ実装している場合は補助対象とならない。</p> <p>ケアプラン標準仕様の対象サービス以外のサービス種別の事業所については、実施要綱別紙1介護記録機器I（1）①を満たす介護ソフトであることを必須として取り扱う。</p> <p>なお、実施要綱（1）①②を満たした上で、③に該当する介護ソフトの導入費用を補助対象なる。</p>
2	ノートパソコンは補助対象となるか。	<p>事業所に据え置いて使用するのではなく、持ち運んで介護記録をするために使用するのであれば対象となる。</p>
3	既に介護ソフトによって転記不要（一気通貫）となっている場合は、補助を受けられないのか。	<p>既に介護ソフトによって転記不要（一気通貫）となっている場合に限り、タブレット端末やバックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）用のソフト等を導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際には、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。</p>
4	「研究開発品」のとはなにか。	<p>この規定は、本事業により補助する介護ソフトについての考え方を示したものであり、本事業による補助により研究開発を行うことがないよう規定したものである。そのため、事業所において独自開発した介護ソフトの使用を制限したものではない。</p> <p>独自開発した介護ソフトを使用する導入計画については、「既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合」と同様に扱う。</p> <p>一方で、導入した介護ソフトや端末は、安定して動作する必要があるため、独自開発した介護ソフトを使用する導入計画となっている場合であっても、その機能や安定性を確認するとともに、不具合が発生した時のサポート体制や保証等、安定して動作し、事業の目的を達成することができることを確認した上で申請されたい。</p>
5	1月の包括報酬となっているサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）においては、サービス利用表（提供表）に訪問回数を記載するわけではないため、介護ソフトによってはサービス提供1回（1日）の記録と請求が直接リンクせず、転記不要（一気通貫）にすることによりサービス利用表（提供表）が見づらく業務が複雑化してしまう場合がある。このような場合でも、転記不要（一気通貫）の要件は必要となるか。	<p>包括報酬型であるなどサービス利用毎の記録業務と請求業務が結びつかないような場合であって、記録業務と請求業務を転記不要（一気通貫）とすることで逆に請求業務が複雑化するような場合においては、例外的に転記不要（一気通貫）の要件を求めないものとする。なお、業務効率化の観点から、可能な限り、転記不要（一気通貫）となる介護ソフトの導入を検討されたい。</p>

6	「必ず介護ソフトをインストールのうえ」とあるが、インストールせずネットワークにアクセスして利用する介護ソフト（ASP型の介護ソフト）は補助対象となるか。	対象となる。
7	介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている地域包括支援センターが本事業を活用する場合、ケアプラン標準仕様導入の要件は対象外か。	ケアプラン標準仕様は介護予防給付や介護予防支援については対応していないため、必ずしもケアプラン標準仕様を実装した介護ソフトでなくても差し支えない。ただし、地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできないため、留意されたい。
8	転記不要（一気通貫）の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に転記不要（一気通貫）になる（転記が不要になる）場合にも対象か。	お見込みのとおり、1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば対象となる。また、複数の介護ソフトを連携させるソフトウェアも本事業の対象となる。なお、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により転記不要（一気通貫）となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象となる。
9	既に転記不要（一気通貫）となっている介護ソフトを利用している事業者が、さらなる転記不要（一気通貫）のために介護ソフトを購入する場合（音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等）は対象か。	対象となる。
10	本事業で導入するタブレット等を職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、転記不要（一気通貫）と関係ない業務にのみ使用する場合は補助対象となるのか。	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要（一気通貫）になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的としているため、バックオフィス業務やオンライン面会にのみ使用する場合は補助対象外である。
11	本事業で導入したタブレット等をバックオフィス業務やオンライン面会等、転記不要（一気通貫）と関係ない業務に使用することは可能か。	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要（一気通貫）になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的として想定している。本事業により導入したタブレット端末は、本来は転記不要（一気通貫）を実現するために使用されるべきものであるが、過去に本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、転記不要（一気通貫）が実現できていれば、以下の形態により、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に使用して差し支えない。 ・バックオフィス業務やオンライン面会用のソフトウェアを併せて本事業で導入する ・本事業以外で導入したソフトウェアをインストールする
12	年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。	リースの場合には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されるが、当該年度中の経費を補助対象としているため、当該年度の3月末までの経費が対象となる。
13	毎月費用を支払う介護ソフトは、「1年分」が対象となるのか、それとも「3月末まで」が対象か。	実施要綱上「当該年度中」の経費を補助対象としており、当該年度の3月末までの経費が対象となる。
14	介護ソフトの5年間の使用权（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。	使用权（ライセンス）購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として扱って差し支えない。

15	Wi-Fiの環境整備のみでも補助対象となるか。	Wi-Fi環境整備のみに対する補助は行っていない。介護記録機器の導入に伴うWi-Fi環境整備が補助対象である。
16	オンプレミス型でサーバーを設置する場合、サーバーの費用は補助対象となるか。	本事業の補助対象となるタブレット端末等については、訪問先でデータの入力を行う等、持ち運んで使用するものを想定している。そのため、補助対象経費として、「事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。」としており、サーバー機は対象とならない。
17	導入にあたっての職員のスキルアップ研修とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。	介護ソフト等の導入にあたっては、職員のICTスキルに不安があるとの声もあることから、介護ソフトベンダーによる導入前研修等により、ICTスキル向上のための支援を行う場合等を想定している。なお、研修実施にあたっては、「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き」に、実施に向けた留意事項等を示しているため、参考にされたい。
18	本事業において、バックオフィス業務やオンライン面会等、転記不要（一気通貫）とは関係ない業務にのみ使用するタブレット端末やソフトウェアの導入、Wi-Fiの設置工事について補助することは可能か。	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要（一気通貫）になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的として想定している。そのため、バックオフィス業務やオンライン面会にのみ使用する場合は、本事業の対象とならない。
19	SECURITY ACTIONの宣言は、中小企業のみ行えばよいのか。（大企業は宣言不要か。）	SECURITY ACTIONの宣言は事業所単位で行っていただくことを想定している。中小企業であり単一事業所を運営する場合は法人として宣言を行うことになる。中小企業、大企業の別に関わらず、複数法人を運営する場合は、事業所単位で法人番号がないと考えられるため、「個人事業主」として申し込むことを想定している。
20	3/4の補助率となる要件のうち、「LIFE対応関係」について、LIFEの活用が要件となる加算を算定できるサービスを提供する事業所のみが対象となるのか。	LIFE自体は全サービスを対象にしている。LIFEの活用が要件となる加算を算定できないサービス事業であっても、LIFEのCSV取込機能によりLIFEにデータ提供を行い、フィードバックを活用したPDCAサイクルによるケアの質の向上に取り組むことは可能であり、加算の算定の有無に関わらず、LIFEを活用する全てのサービス事業所を対象として差し支えない。

## 介護ロボット関連

No	質問	回答
1	導入を検討している機器が、補助対象の「介護ロボット」に該当するかわからない。	要綱に掲げる目的要件、技術的要件、市場的要件を満たす介護ロボットが対象である。
2	付属品やオプション品は補助対象に含まれるか。	介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、「介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまり」の一部として考えられるものであれば対象とする。（付属品・オプション品のみの購入又はリース等の場合は補助対象としない。）
3	補助対象となる機器の台数に制限はあるか。	施設・居住系サービスは利用定員数の10分の1、在宅系サービスは利用定員又は前年度の1月当たりの平均利用者数の20分の1、小多機・看多機は登録定員の20分の1（全て端数切り上げ）
4	1度の申請で、異なる種類のロボットの補助申請を行うことは可能か。	可能である。ただし合計して制限内の台数である必要がある。